

## 丸屋町6丁目5組

【協定地区の範囲(網掛け部)】



注)上図協定地区の範囲には、協定に同意されていない方の土地も含まれています。

【所在地】 昭和区丸屋町6丁目

【最初の認可】 平成19年3月2日 【最近の認可年月日】 平成19年3月2日 【認可番号】 18指令住建指第49-8号

【有効期間】 平成29年3月2日 より 10年間

【用途地域】 近隣商業地域

【制限の概要】

- 1 次の各号に定める建築物の建築及びこれらの用途への変更をしてはならない
  - ①階数は地階を除き4を超えるもの又は前面道路からの高さが12mを超えるもの
  - ②風俗営業、風俗関連営業を行う店舗及び深夜に酒類を提供する飲食店
  - ③カラオケボックス
- 2 共同住宅で住居部分床面積30m<sup>2</sup>以下のものを禁止する
- 3 共同住宅、寄宿舎、寮等の用途に供する建築物においては、敷地内に住戸数・住室数以上の台数の駐車場を確保する
- 4 敷地内空地の緑化に努めること

### ●お願い●

建築協定は地元の運営委員会が中心となって運営されていますので、協定地区内とそれに近接する地域(道路を挟んで協定地区に接する敷地も含みます)で建築をする場合は、運営委員会と相談をしていただくようにお願いしています。運営委員会の連絡先については、建築指導課(電話052-972-2918)でご確認ください。